

町田市高齢社会総合計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市高齢社会総合計画審議会条例の一部を改正する条例

町田市高齢社会総合計画審議会条例（平成２０年３月町田市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<u>町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例</u> （設置） 第１条 <u>町田市における市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画をいう。以下同じ。）及び市町村介護保険事業計画（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下同じ。）の策定に資するため、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> （所掌事務） 第２条 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</u> <u>（１）市町村老人福祉計画の策定に関すること。</u> <u>（２）市町村介護保険事業計画の策定に関すること。</u> <u>（３）前２号に掲げるもののほか、高齢者の福祉に関し市長が必要と認める事項</u>	<u>町田市高齢社会総合計画審議会条例</u> （設置） 第１条 <u>町田市高齢社会総合計画の策定に資するため、町田市高齢社会総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> （定義） 第２条 この条例において「<u>町田市高齢社会総合計画</u>」とは、<u>町田市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画をいう。）及び町田市介護保険事業計画（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）をいう。</u> （所掌事務） 第３条 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>町田市高齢社会総合計画の策定に関し必要な事項について調査、審議し、答申する。</u>

(組織) <u>第3条</u> 審議会は、委員<u>16人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) <u>学識経験を有する者</u> 3人以内 (2) <u>保健医療関係団体の代表</u> 3人以内 (3) <u>福祉関係団体の代表</u> 5人以内 (4) <u>地域関係団体の代表</u> 2人以内 (5) <u>公募による市民</u> 3人以内 (委員の任期) <u>第4条</u> 略 (会長) <u>第5条</u> 略 (会議) <u>第6条</u> 略 (委任) <u>第7条</u> 略	(組織) <u>第4条</u> 審議会は、委員<u>20人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) <u>学識経験者</u> 3人以内 (2) <u>保健医療関係の代表</u> 4人以内 (3) <u>福祉関係事業者の代表</u> 4人以内 (4) <u>福祉関係団体等の代表</u> 4人以内 (5) 市民 5人以内 (委員の任期) <u>第5条</u> 略 (会長) <u>第6条</u> 略 (会議) <u>第7条</u> 略 (委任) <u>第8条</u> 略
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1) ～ (41) 略 (42) <u>介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会委員</u> (43) ～ (70) 略 別表（第3条関係）	第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 (1) ～ (41) 略 (42) <u>高齢社会総合計画審議会委員</u> (43) ～ (70) 略 別表（第3条関係）

職名		報酬額
略		略
介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	保健医療関係団体の代表	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円
略		略

職名		報酬額
略		略
高齢社会総合計画審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	保健医療関係の代表	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円
略		略